国立大学法人千葉大学学術研究・イノベーション推進機構イノベーションパートナー制度 規約

(趣旨)

第1条 国立大学法人千葉大学学術研究・イノベーション推進機構イノベーションパートナー制度(以下「パートナー制度」という。)の運用については、国立大学法人千葉大学学術研究・イノベーション推進機構イノベーションパートナー制度規程(以下「規程」という。)に定めるもののほか、この規約に定めるところによる。

(目的)

第2条 パートナー制度は、国立大学法人千葉大学(以下「本学」という。)がイノベーションパートナー関係として産業界と多様な形態で協働するための会員制度を構築し、双方の知の融合によって、社会の課題解決に向けた新たな価値(イノベーション)を創造することを目的とする。

(定義)

- 第3条 本規約において、「発明等」とは本学が保有し、次に掲げるものをいう。
 - 一 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する発明
 - 二 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する考案
 - 三 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠
 - 四 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路 配置
 - 五 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラム及びデータベース
 - 六 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する品種
 - 七 ノウハウ(秘匿することが可能な技術情報であって,かつ,財産的価値を有するもの)
 - 八 その他本学が職務発明等(国立大学法人千葉大学職務発明取扱規程に規定する「職務 発明等」をいう。)として権利を承継し、又は取得しているもの
- 2 本規約において,「中小企業」とは中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2 条第1項に定める「中小企業者」を指し,「大企業」とは中小企業以外の企業をいう。

(会員)

- 第4条 会員とは、本規約の内容に同意のうえ所定の入会の申込書に記入することにより申込みを行い、IMO機構長が入会を認めたものをいう。
- 2 IMO 機構長は、前項の入会を認めた場合、申込みを行った者に対しその旨通知する。
- 3 会員の種類とは、次のとおりとする。ただし、本規約で定める会員の利益を害さない範

囲で、IMO は他の会員制度を設けることができる。

- 一 正会員
- 二 準会員
- 三 賛助会員
- 4 前項第1号及び第2号は営利企業、営利企業以外の法人その他の団体を対象とし、前項 第3号は地方公共団体等の公的機関又はIMO機構長が認めた機関を対象とする。

(会員情報の取扱い)

- 第5条 IMO は、前条の手続きにより提供を受けた申込者の情報を、次に掲げる場合を除き、原則として第三者に開示しないものとする。
 - 一 公的機関から正当な理由により開示を要求された場合
 - 二 パートナー制度の運営向上のための業務を第三者に委託し、守秘義務を課した上で 必要最小限の範囲で開示する場合
 - 三 当該会員の同意を得た場合
 - 四 その他法令に基づく場合

(会員の特典)

- 第6条 会員は IMO から次の特典を受けることができる。
 - 一 IMO が主催し、又は連携して会員へ招待するセミナーへの参加資格
 - 二 IMO が取扱う発明等における情報の優先開示
 - 三 その他本学が保有し IMO が取り扱う発明等とのマッチングに関する情報等の案内
- 2 正会員は、前項の特典に加え次の特典を IMO から受けることができる
 - ー IMOwebページでの会員名又は公式ロゴマークの掲載
 - 二 前項第2号に規定する優先開示について、秘密保持契約のもと、未公開特許明細書の 開示及び権利活用に向けた伴走支援
 - 三 当該正会員の技術開発の課題について,本学研究シーズの提案と共同研究コーディネートを通じて課題解決に向けた伴走支援
- 四 IMO が主催し、又は連携して提供するイノベーション人材育成セミナー等への参加 資格
- 五 インターンシップに関する当該正会員と本学学生のコーディネート支援
- 六 第10条に定める年次総会の参加資格
- 3 賛助会員は、第1項の特典に加え次の特典を IMO から受けることができる
 - ー IMOwebページでの会員名又は公式ロゴマークの掲載

(会員に対する情報提供等)

第7条 前条第1項第2号に規定する発明等における情報の優先開示について,特許出願を行った場合,IMOより会員に対して出願日,発明者,発明の名称,発明の概要,発明の

用途・応用分野,発明者のプロフィールを通知する。ただし,他者との共同出願又は実施に関する協議中,その他 IMO が特段の事情により開示できないと判断する発明はこの限りではない。また,その他発明等の対象となる知的財産の出願や登録を行った場合も本項を準用する。

- 2 会員への発明等情報の提供は、原則電子メールによるものとする。
- 3 会員への発明等情報の優先開示期間は、開示の日から発明等の各所管法に定める出願 公開の開始までとする。ただし、出願公開の定めがないものについてはこの限りではな い。
- 4 会員への発明等情報の優先開示期間の経過後、出願公開の期間の定めがある発明等に ついては、その情報を一般開示する。
- 5 IMO 機構長は、会員が発明等情報の優先開示期間中に IMO に実施交渉権の申込みをした場合、申込み順に実施交渉の相手を選定し、真摯な交渉希望者に交渉権を与える。当該選定においては、申込者の技術、製造など各種能力、潜在能力を審査する。また、複数の希望者がある場合は申し込み順に審査し、交渉順位を決定し希望者に通知する。

(年会費及び会員資格)

- 第8条 会員の年会費は,第2条の目的達成又は第6条の会員特典等パートナー制度の運営のために IMO が活用する。
- 2 年会費は、入会の時期を問わず、次のとおりとする。
 - 一 正会員(大企業相当会員) 100万円
 - 二 正会員(中小企業相当会員) 30万円
 - 三 準会員・賛助会員 無料
- 3 会員は、同一法人内の部門毎に会員となることができる。
- 4 正会員については年会費の収納の日をもって、準会員及び賛助会員については規程第 5条第2項に規定する通知をもって会員資格を取得する。ただし、正会員については、事 前の確認等により当該年度の年会費の支払意思が明確であると IMO 機構長が認める場合 は、年会費の収納前であっても会員資格を有するとみなされる。なお、IMO は正会員に対 し、年会費の収納の確認後、出納役(国立大学法人千葉大学会計規程第8条第1項第3号 に規定する出納役をいう。)が発行する年会費の領収書を送付する。
- 5 前項ただし書きの継続会員等が,第9条に定める依頼文書の支払期限までに年会費を 支払わなかった場合は,第13条の規定により,支払期限(又はIMO機構長が特別の理 由があると認めた場合はその定めた期限)の翌日に会員資格を喪失する。
- 6 既納の年会費は、会員資格を失った場合も含め、返金されないものとする。
- 7 本学は、会員が大学発ベンチャー企業等である場合、当該会員の年会費について、株式 等により取得することができるものとする。その場合の本学の受入や審査については、 「国立大学法人千葉大学大学発ベンチャー企業等から対価として取得する株式取扱規程」 によるものとする。

(年会費の納付)

第9条 年会費は、本学の事業年度(毎年4月1日から翌年3月31日まで)を単位として、本学が発行する年会費納付の依頼文書により一括して千葉大学に納付するものとする。

(年次総会)

- 第10条 IMO機構長は、年次総会を毎年度終了後原則3か月以内に開催するものとする。 ただし、特段の事情により年次総会の開催が困難な場合については、対象の会員への書面 回付等代替措置を取ることができるものとする。
- 2 年次総会は、パートナー制度に係る活動状況及び運営状況について、IMO と対象の会員間での意見交換やパートナー制度の更なる向上を目的として執り行う。
- 3 年次総会の参加資格は、当該総会の決算対象年次に正会員であった会員が有する。

(守秘義務)

- 第11条 会員は、IMO が秘密である旨を示して提供を行った情報については、IMO の事前の承諾無く当該情報を第三者(本項においては他の会員も含む。)に開示してはならない。
- 2 会員は,前項で提供を受けた情報について,パートナー制度の目的以外に利用してはならない。

(報告事項)

第12条 会員は、入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかにその旨を書面で IMO に届け出なければならない。

(会員資格の喪失)

- 第13条 次の各号に該当する場合, IMO 機構長は、会員に対して会員資格を喪失させる ことができる。
 - 一 第8条及び第9条に定める年会費を所定の期限までに納入しなかった場合
 - 二 入会後、入会申込書に記入の内容が虚偽であることが判明した場合
 - 三 本規約による守秘義務又は IMO と締結した守秘義務の取り決めに違反した場合
 - 四 IMO の運営を妨害したと IMO 機構長が認める場合
 - 五 IMO 又は他の会員の名誉又は信用を著しく損なう行為があったと IMO 機構長が認める場合
 - 六 会員の破産,会社更生手続き,会社整理開始又は特別精算開始の申し立てがあった場合
 - 七 本規約に定める事項への重大な違反行為があった場合
 - 八 規程, その他本学の諸規程・行動指針等の趣旨目的に照らし不適切な行為があったと

IMO が認める場合

2 退会しようとする会員はその旨を電子メールにて IMO に通知するものとする。

(雑則)

第14条 本規約に定めるもののほか、パートナー制度に関して必要な事項は、IMO 機構長が別に定めることができる。

附則

本規約は、令和4年9月1日から適用する。